

ID: 1936

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	特定法人に対する農地等の権利移動の許可
法令名称 根拠条項	構造改革特別区域法 第24条第1項
法令番号	平成14年法律第189号
<p>【基準】</p> <p>法第24条第1項の規定による。 (農地法の特例)</p> <p>第24条 地方公共団体が、その区域内において、農地等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。)又は採草放牧地をいう。以下この条において同じ。)の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作(同法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。第3号及び第4項において同じ。)の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第3項及び第4項において同じ。)は、当該認定構造改革特別区域計画に定められた別表第14号に掲げる事業の実施主体である当該法人のうち次の各号に掲げる要件の全てを満たしているもの(以下この条及び同表第14号において「特定法人」という。)が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第3条第2項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該法人が、その農地等の所有権の取得後において第4項の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。</p> <p>(2) 当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>(3) 当該法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。第4項第4号において同じ。)のうち、1人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日